

多頭飼養届出制度に関する Q&A

【項目】

- 1 どうして多頭飼養届出制度を設けたのですか。
- 2 多頭飼養問題とは、なんですか。
- 3 届出が必要なのは、どういう人ですか。
- 4 同一の敷地内とは、どの範囲ですか。
- 5 10 頭以上の野良猫にエサをあげている場合は、届出対象ですか。
- 6 届出はどこに出せばよいですか。
- 7 届出には何が必要ですか。
- 8 届出に手数料はかかりますか。
- 9 届出手続きは、書類を提出するだけで、すぐに終わりますか。
- 10 届け出た内容が変わった場合には、どうすればよいですか。
- 11 届け出なかった場合に、罰則はありますか。

1 どうして多頭飼養届出制度を設けたのですか。

近年、たくさんの動物を適切に管理できない状態に陥る「多頭飼養問題」が社会的な問題になっています。

多頭飼養問題は、「動物の問題」だけでなく飼い主である「人の問題」が深く関係しているといわれています。多頭飼養問題は、根本的な解決が難しく、また、再発リスクが高いことから、発生を未然に防ぐことが重要です。

本制度は、多数の動物を飼養又は保管している飼い主に、適正な飼養について周知・助言を行えるようにすることが目的です。

2 多頭飼養問題とは、なんですか。

環境省の「人、動物、地域に向き合う多頭飼養対策ガイドライン」によると、多数の動物を飼養している中で、適切な飼養管理ができないことにより、次の3つの影響が生じている状況をいいます。

- 1 飼い主の生活状況の悪化
- 2 動物の状態の悪化
- 3 周辺的生活環境の悪化

3 届出が必要なのは、どういう人ですか。

同一の敷地内で、生後 91 日以上犬や猫を合計 10 頭以上飼養又は保管している方が対象です。

犬猫を家屋、犬小屋、動物舎などの飼養施設の中で飼養・保管する場合だけでなく、庭でつないで飼う場合や囲いのついた庭で放し飼いにする場合なども含みます。

ただし、次の方につきましては、届出の必要はありません。

- (1) 第 1 種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第 1 項に基づく登録を受けた者）及び第 2 種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律第 24 条の 2 の 2 に基づく届出を行った者）

※業とは関係なく、ペットとして 10 頭以上飼う場合には、届出の対象です。

- (2) 学校等（学校教育法第 1 条、第 124 条、第 134 条第 1 項に規定する各種学校等）において、教育のために飼養・収容する方

- (3) 動物の診療施設（獣医療法第2条第2項に規定する診療施設）において、獣医師が診療のために飼養・保管する方
- (4) 試験研究用又は生物学的製剤の製造のために飼養・保管する方
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合に該当する方

4 同一の敷地内とは、どの範囲ですか。

多頭飼養届出制度は、同一の敷地内で、生後91日以上の子犬や子猫を合計10頭以上飼養又は保管している方を届出の対象としています。

同一の敷地かどうかを一律に判断することは困難であり、飼養の実態（飼養環境、飼養管理方法、飼養管理費の管理状況等）の一体性の程度等により、個別判断することになります。

届出の対象となるか判断に迷う場合には、動物愛護センターにご連絡ください。

【同一の敷地内と判断する一例】

- ・ 同一の飼い主が、自宅内と庭で、合計10頭以上の犬猫を飼養・保管する場合
- ・ 同一の飼い主が、ひとつのマンションの複数の部屋で、合計10頭以上の犬猫を飼養・保管する場合

5 10頭以上の野良猫にエサをあげている場合は、届出対象ですか。

多くの野良猫にエサやりをする行為については、本制度の届出対象外です。

なお、不妊去勢手術を行わず、また排せつ物や残飯などの清掃をせず、かわいそうだからと無責任にエサやりだけをする行為は行わないようにしてください。

【環境省普及啓発用パネル】

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2810a/pdf/03.pdf

6 届出はどこに出せばよいですか。

豊田市動物愛護センターに、直接お越しください。

【豊田市動物愛護センターについて】

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/shisetsusonota/aigocenter/index.html>

7 届出には何が必要ですか。

届出書の様式については、以下のホームページからダウンロードすることができます。その他、犬猫を飼養し、又は保管する場所とその数等を明らかにした図面の添付が必要です。

【様式や図面の様式・記載例】

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/sumai/pet/1066274.html>

8 届出に手数料はかかりますか。

手数料はかかりません。

9 届出手続きは、書類を提出するだけで、すぐに終わりますか。

届出の際には、講習会を受講していただきます。

また、犬猫の飼養・保管の状況を詳しくお尋ねすることがありますので、届出の際にはお時間に余裕をもってお越しください。

10 届け出た内容が変わった場合には、どうすればよいですか。

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更があった場合には、変更届を提出してください。

また、飼養又は保管する犬猫が合計 10 頭以下になった場合には、廃止届を提出してください。

11 届け出なかった場合に、罰則はありますか。

本制度の目的は、多頭飼養崩壊のリスクの高い方を早い段階で把握し、当該問題の未然の防止につなげることです。そのため、届出をしないことに対して罰則はありません。

制度を周知することで、対象の方に届け出ていただけるよう努めます。